

自治会ハンドブックの作成・公表を求めることについての陳情

1. 陳情の要旨及び理由

大磯町における町内会活動と宗教行事(神社祭礼等)との関係について、住民の信教の自由、任意参加の原則、宗教的中立性を確保する観点から、町として公式に参照可能な「自治会ハンドブック」を作成し、公表することを要請いたします。

本陳情は、特定の宗教や地域文化、伝統行事を否定するものではありません。多様な価値観を持つ住民が安心して町内会活動に参加できるよう、現代的な整理を行うことを目的としています。

大磯町の町内会活動においては、国府祭・八坂祭・日吉祭など、神社神道に基づく宗教行事と、町内会役員の業務、会計、回覧等が事実上一体となって運営されている地区が見られます。これらは長年の地域慣習として受け継がれてきたものであり、その歴史的・文化的価値は尊重されるべきものです。

一方で、住民の宗教観や価値観の多様化、役員のなり手不足等の状況の中で、町内会活動と宗教行事の関係が分かりにくく、参加や役割分担が事実上「任意とは言い難い」状態になっているのではないかという課題も生じています。

町内会は法的には任意団体(人格なき社団)であり、町が直接監督する立場にないことは理解しています。しかし、防災・福祉・環境美化・広報配布等、町行政と密接に連携する公共性の高い役割を担っている組織でもあります。

近隣および全国の自治体では、自治会・町内会と宗教行事の関係について、公式なハンドブック等により整理が進められており、宗教行事への参加や負担の任意性、自治会会計と祭礼会計の分離などを明示する事例が見られます。

また、佐賀県鳥栖市自治会事件(佐賀地裁平成14年4月12日判決・確定)や、近年の和解事例においても、対立ではなく、整理と合意による運営改善の重要性が示されています。

現在、町に対しては「まちのこえ」を通じて意見照会を行っており、行政としての考え方が示される途上にあります。行政回答のみで十分な整理がなされているかについて、議会の立場からのご確認・ご議論をいただきたく、本陳情を提出するものです。

2. 陳情事項

1. 大磯町として、町内会活動と宗教行事の関係を整理した公式な「自治会ハンドブック」を作成し、公表すること。
2. 当該ハンドブックにおいて、以下の基本的考え方を明示すること。
 - (1) 宗教行事への参加・寄付・役割分担は任意であること
 - (2) 町内会会計と宗教団体・祭礼会計を区別する考え方
 - (3) 住民の多様な信条・価値観への配慮

2026年2月3日

大磯町議会 議長
清田 文雄 様

住所 神奈川県中郡大磯町国府新宿 808 番地 5

氏名 山岡 正明

電話 070-9166-2240

